

見守り 新鮮情報

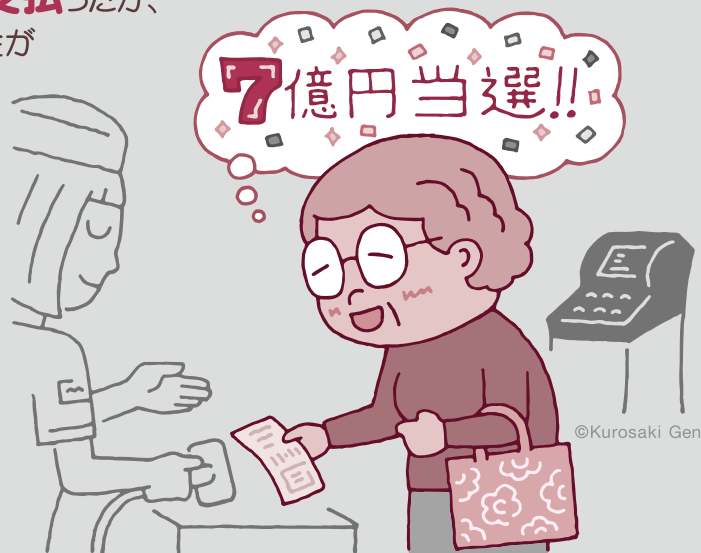
7億円当選!? 心当たりのない メールは無視

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。
受領するための手続きだと言われ、様々な名目の
費用を請求され、これまでに電子
マネーで150万円ほど支払ったが、

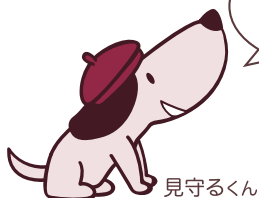
いつまで経っても当選金が
振り込まれない。

「コンビニの端末機で
購入した電子マネー
の払込票が残って
いると当選金が支払
えなくなる」と言われ
ていたため、全て捨て
てしまった。姉から
借金もした。お金を
取り返したい。

(70歳代 女性)



ひとこと助言



見守るくん

当選メールを
うのみに
しないで

- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。
- 周囲の人は、高齢者に変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第440号(2022年12月20日)発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

電話：029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター

電話：0295 - 52 - 2185 (直通) (市役所商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。